



# 島根県報

平成21年4月17日（金）

号外第95号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

看護学生修学資金等の返還に係る島根県会計規則の特例に関する規則

（医療対策課） 2

## 公布された条例等のあらまし

### ◇看護学生修学資金等の返還に係る島根県会計規則の特例に関する規則（規則第57号）

#### 1 規則の概要

##### (1) 趣旨

看護学生修学資金、理学療法士及び作業療法士修学資金及び医学生及び歯学生修学資金（以下「看護学生修学資金等」という。）に関する事務において不適切な事務処理が行われた案件について、当該案件に係る債務者に対して看護学生修学資金等の返還の便宜を図るため、島根県会計規則（以下「会計規則」という。）の特例を定めることとした。（第1条関係）

##### (2) 特例の対象となる者

看護学生修学資金にあつては平成6年度から平成16年度までに貸与の決定を受けた者で知事が別に定めるもの、理学療法士及び作業療法士修学資金にあつては平成7年度から平成14年度までに貸与の決定を受けた者で知事が別に定めるもの、医学生及び歯学生修学資金にあつては貸与の決定を受けた者で知事が別に定めるものとする事とした。（第2条関係）

##### (3) 履行延期の特例の特例

ア (2)に定める者に対して、地方自治法施行令第171条の6の規定による履行期限を延長する特約をする場合におけるその延長に係る履行期限は、当該債権に係る履行期限（履行期限後に履行期限を延長する特約をする場合には、履行延期の特約をする日）の翌日から起算して当該貸与を行った期間の2倍に相当する期間を経過する日までとすることができることとした。（第3条第1項関係）

イ アにより履行延期の特約をする場合においては、担保の提供等を求めないこととした。（第3条第2項関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規

## 則

看護学生修学資金等の返還に係る島根県会計規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成21年 4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第57号

看護学生修学資金等の返還に係る島根県会計規則の特例に関する規則

#### (趣旨)

**第1条** この規則は、看護学生修学資金、理学療法士及び作業療法士修学資金及び医学生及び歯学生修学資金（以下「看護学生修学資金等」という。）に関する事務において不適切な事務処理が行われた案件について、当該案件に係る債務者に対して看護学生修学資金等の返還の便宜を図るため、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）の特例を定めるものとする。

#### (特例の対象となる者)

**第2条** この規則により看護学生修学資金等の返還に係る会計規則の特例の対象となる者（以下「特例対象者」という。）は、看護学生修学資金にあつては平成6年度から平成16年度までに看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）第8条の規定により貸与の決定を受けた者、理学療法士及び作業療法士修学資金にあつては平成7年度から平成14年度までに理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則（昭和52年島根県規則第67号）第8条の規定により貸与の決定を受けた者、医学生及び歯学生修学資金にあつてはへき地医療奨学金貸与規則（平成14年島根県規則第15号）附則第2項の規定による廃止前の医学生等修学資金貸与規則（平成4年島根県規則第56号）附則第2項の規定による廃

止前の医学生及び歯学生修学資金貸与規則（昭和49年島根県規則第84号）第8条の規定により貸与の決定を受けた者であって、知事が別に定めるものとする。

（履行延期の特約の特例）

**第3条** 特例対象者が貸与の決定を受けた看護学生修学資金等に係る債権について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6の規定による履行期限を延長する特約（以下この条において「履行延期の特約」という。）をする場合におけるその延長に係る履行期限は、会計規則第105条の17第2項の規定にかかわらず、当該債権に係る履行期限（履行期限後に履行延期の特約をする場合には、当該履行延期の特約をする日）の翌日から起算して当該貸与を行った期間の2倍に相当する期間を経過する日までとすることができる。

2 前項の規定による履行延期の特約をする場合においては、会計規則第105条の17第3項及び第5項の規定は適用しない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。